

# Web@Postman 契約者約款

## 第1章 総則

### 第1条 約款の適用

当社は、Web@Postman 契約者約款（以下「本約款」といいます）を定め、これにより「Web@Postman」のサービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

2 当社が別途定める諸規定は、それぞれ本約款を構成するものとします。

### 第2条 約款の変更

当社は、契約者の承諾を得ることなく本約款を変更することがあります。この場合は、料金その他の提供条件は変更後の契約者約款に基づくことになります。

## 第2章 本サービスの内容

### 第3条 本サービスの利用

契約者は、当社が設置する本サービスサーバを経由してデータを送信することができます。

2 本サービスは、契約者及びデータ送信先がインターネットに接続できることを前提にしています。従って、本サービスをご利用頂くには、インターネットに接続するために任意のプロバイダとの間で契約が必要となります。

### 第4条 アカウントおよびパスワード

当社は、本サービス利用のためのアカウントおよびパスワードを契約者に提供します。

2 契約者はパスワードを自ら変更することができます。

3 アカウントおよびパスワードの管理および使用は契約者の責任とし、使用上の過誤または、第三者による不正使用等について当社では一切責任を負わないものとします。

4 当社は契約者その他からのパスワード失念・紛失による問い合わせには一切応じられません。パスワードを失念・紛失した場合には当社指定の手続きにより再発行するものとします。

## 第3章 契約

### 第5条 申込方法

当社は、本約款を了承された方と本サービスに係る契約（以下「契約」といいます）を締結します。

2 契約の申込をする場合は、本約款に同意のうえ、加入申込書に必要事項を記入し、お申し込みいただきます。

3 当社は、前項の手続きに従って申込がなされ、次条に基づき契約が成立したときは、申込者に対して本サービスを利用するためのアカウントおよびパスワードを交付します。このアカウントおよびパスワードは、第4条の規定を準用します。

### 第6条 契約申込の承諾

契約は、前条に定める方法による申込に対し、当社が承諾したときに成立します。

2 次の場合には、申込を承諾しないことがあります。また、当社は、契約成立後であっても、次の各号の一に該当する場合には、直ちに契約を解除することができるものとします。

(1) 契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合

(2) 契約の申込をした方が本サービスの料金支払を現に怠り、または怠る恐れがあると当社が判断した場合

(3) 契約の申込をした方が、過去に不適切な行為などにより契約の解除または本サービスの利用停止を受けたことが判明した場合

(4) その他契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務遂行上著しく支障があると当社が判断した場合

### 第7条 変更の通知

契約者は、その氏名、住所等の申込時の記載内容に変更が生じた場合は、すみやかに当社所定の方法により当社に通知するものとします。

### 第8条 権利の譲渡

契約者は、本サービスを受ける権利を譲渡することができません。

### 第9条 契約者が行う契約の解除

契約者が契約を解除するときは、当社所定の方法により当社に解除の通知をします。この場合、毎月15日までに当社に通知が到着したものについては、当月末日付けで契約の解除があったものとします。

2 前項の場合においてその利用中に係る契約者の債務は、契約の解除があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

### 第10条 当社が行う契約の解除

当社は、第12条の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、その事由を是正しない場合は、その契約を解除することがあります。また、その事由が当社の業務遂行に支障を及ぼすと当社が判断したときは、事前の催告を要せず契約を解除します。

2 前項の規定により契約を解除された場合、契約者はその利用中に係る一切の債務を直ちに支払うものとします。

3 当社は、本条第1項の規定により契約を解除しようとするときには、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

## 第4章 利用中断および利用停止

### 第11条 利用中断

当社は、次の場合には、本サービスの利用を中断することがあります。

(1) 当社の本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合

(2) 第一種電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中断するときは、あらかじめその旨を契約者に告知等致します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第12条 利用停止

当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合

(2) 契約者が支払いを停止した場合

(3) 契約者が本サービスを利用しない期間が6ヶ月以上に及んだ場合

(4) 第21条（契約者の義務）の規定に違反した場合

(5) その他当社が不適切と判断する行為を行った場合

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

## 第5章 料金等

### 第13条 料金

当社が提供する本サービスの料金については、別途定めるものとします。

### 第14条 料金の計算方法

前条の本サービスの料金の計算方法は次のとおりとします。

(1) 本サービスの課金体系は従量制とします。

(2) 料金の請求対象期間は暦月（一日から末日まで）を基準とし翌月に請求するものとします。

2 当社は、当社の業務遂行上やむを得ない場合は、前項の請求対象期間を変更することがあります。

### 第15条 料金の支払

契約者は、本サービスの利用料金を当社からの請求書に基づく銀行振込により支払を行います。

2 契約者は、請求書に記載されている支払期日までに当社の指定する預金口座へ支払うものとします。

## 第6章 損害賠償

### 第16条 損害賠償

当社は、契約者が本サービスを利用することにより生じた、いかなる損害及び逸失利益に対しても一切の責任を負わないものとします。

2 第一種電気通信事業者または他の電気通信事業者の責に帰すべき事由により、契約者が損害を被った場合は、当社は、一切その責任を負わないものとします。

3 天災、事変その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は、一切その責任を負わないものとします。

4 送信した内容（プログラムを含みます）に起因する損害等、契約者が本サービスの利用に伴い、他の契約者または第三者に対して損害を与えたものとして、当該契約者または第三者から当社に対して何らかの請求、あるいは訴訟

が提起された場合には、契約者自らの費用と責任において問題を解決するものとし、当社は、一切その責任を負わないものとします。

## 第7章 保守

### 第17条 当社の保守

当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたとき、あるいは当該設備が滅失したことを知ったときは、すみやかに修理または復旧します。

2 契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、その旨を通知するものとします。

### 第18条 契約者の維持責任

契約者は、本サービスの提供に支障を与えないために、契約者の使用する機器を正常に稼動するように維持するものとします。

## 第8章 利用上の注意

### 第19条 契約者への通知

当社から契約者への通知は、本条の定めにより行われるものとします。

2 当社は、次の各号に定める事由が生じた時は、その旨を契約者に通知します。

(1) 本約款の変更

(2) 新たなサービスおよび機能の追加

(3) 料金等の変更

(4) 本サービスの利用停止

(5) その他の本サービスの提供条件の変更

3 当社から契約者への通知は、前項に基づきその内容が契約者向けに通知された日に効力を生じるものとします。

### 第20条 送信ファイルの管理と消失

契約者は、送信するファイルについてウイルス等が感染しないように、その予防に十分な注意を払うものとします。契約者が送信したファイルにより本サービスが損害を被った場合には、その送信を行った契約者に対して損害賠償請求をすることがあります。

2 本サービス用設備の故障により契約者の送信ファイルが消失したため発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第21条 契約者の義務

契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。

(1) 有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込む行為

(2) 他の契約者のアカウントおよびパスワードを不正に使用する行為

(3) 他の契約者あるいは第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為

(4) 他の契約者あるいは第三者を誹謗または中傷したり名誉を傷つけるような行為

(5) 他の契約者あるいは第三者の財産、プライバシーを侵害する行為

(6) 選挙の事前運動またはこれに類似する行為

(7) 公序良俗に反する内容その他若年者にとって不適当な内容の情報、文章および図形等を他人に公開する行為

(8) 本サービスの運営を妨げるような行為

(9) 法令に違反する行為

(10) その他、前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為

2 当社は、前項各号に掲げる内容のファイルその他当社が本サービスの運営上不適切と判断したファイル等を削除することがあります。

## 第9章 雑則

### 第22条 秘密保持

当社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者の秘密情報を第三者に漏洩しないものとします。ただし、裁判所の発する令状に基づく場合はこの限りではないものとします。

### 第23条 紛争の処理

契約者と当社との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。